

1. 船橋市児童相談所基本構想改訂について

(1)船橋市児童相談所基本構想改訂の背景

①社会的な背景

- ・全国的に児童虐待相談対応件数が増大、虐待による重篤な死亡事例が後を絶ちません。
- ・児童福祉部門と母子保健部門の連携強化が求められています。

②改正児童福祉法の施行

- ・令和4年公布の改正児童福祉法においてこども家庭センターを設置し、母子保健からの切れ目ない支援を行うための体制強化を図ることとされました。

(2)基本構想改訂の理由

本市におけるこども家庭相談支援体制として、虐待の発生予防体制を強化し、ポピュレーションから寄り添い伴走型の支援を展開していく必要性が高いと考えていることから、本市としては改正法の趣旨を踏まえ、こども家庭センターを設置することとしました。

このことからこども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、基本方針及び運営方針を改訂します。

2. 船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過

(1)船橋市が目指すこども家庭センターの基本的な考え方

本市が目指すこども家庭センターについては、児童虐待の発生を予防するための体制強化を最も重視し、主に次の3つのポイントから運営体制の検討を行いました。

- ①児童虐待発生予防体制の強化 ②虐待対応における再発防止体制の強化 ③こどもや家庭に係る相談体制の強化

(2)こども家庭センターの体制検討の経緯

- ①体制案の検討 ②各体制案の比較検討 ③比較検討の結果

本市が最重要視する児童虐待の発生予防体制の強化のためには、「家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターの実質的な一体化」、「市民が相談に訪れやすい環境」、「児童虐待のリスクを早期に発見し、寄り添い伴走型支援が早期に確実に実行できる体制づくり」が最も重要であり、また、将来の虐待相談件数の増加や職員数増加への対応などについても考慮した結果、本市のこども家庭センターは、「別施設設置案」とすることが最も望ましいと考えました。

3. 基本方針

(1)児童相談所とこども家庭センターの機能

本市におけるこども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。

市児童相談所	(児童虐待や非行、障害相談への対応を中心とした)相談機能 一時保護機能 措置機能
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童対策地域協議会調整機能 子育て世代包括支援センター機能 ヤングケアラー相談機能 ひとり親家庭相談機能 女性相談(配偶者暴力相談支援センター)機能

4. 運営方針

(1)市児童相談所とこども家庭センターの組織体制

市児童相談所の組織体制は、緊急性を伴う虐待案件に対応する必要から、組織体制や係の配置等を工夫し、迅速性と機動性を確保できるようにしていきます。

こども家庭センターについては、子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)と子育て世代包括支援センター(ふなここ)を組織的に一体化することに加え、ヤングケアラーやひとり親家庭、女性相談を所管する部署と統合を予定しています。

なお、市民が相談しやすい体制とするため、こども家庭センターの設置場所は市役所本庁舎又はその付近とする予定です。

虐待通告などがあった際は、市児童相談所とこども家庭センターが緊急受理会議を開催し、共通の児童相談システムやWeb会議システムの活用などにより両機関合同で速やかに虐待への対応方針を決定します。

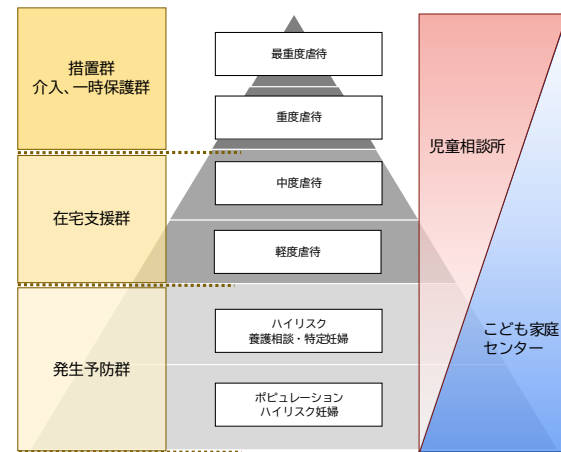
また、合同での研修や定期的開催する進行管理会議など緊急性を伴わない会議は対面で行うなど、顔の見える関係性を築くとともに役割分担や連携に関する相互理解を深め、一体的な運営体制を構築します。

(2)市児童相談所とこども家庭センターの役割分担

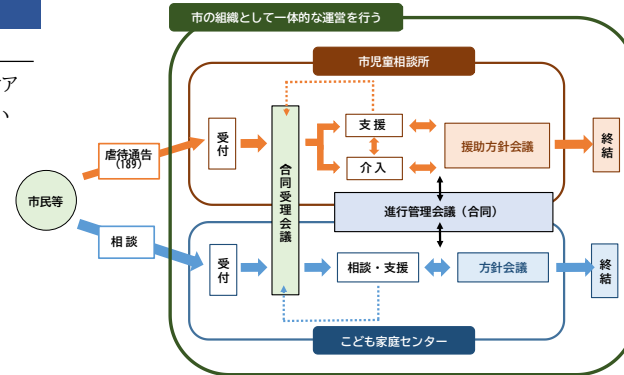
市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心にを行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当します。

こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等の幅広い相談に対応します。

こども家庭センターで対応する中で状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。



(3)児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ



※市民等からの連絡が想定した受付と異なるルートで入った場合も相談対応を行い、受け付けた機関が責任をもって合同受理会議に提出します。

児童虐待通告については市児童相談所で受付をし、養育や育児に関する相談をこども家庭センターで受付する体制とします。

こども家庭センターで受付する相談は、一般的な育児相談や性格行動相談のほか、経済的問題や生活環境に起因する問題等の養護相談等が想定されますが、虐待のリスクや恐れを見落とすことがないよう、必ず両機関合同の受理会議を行います。

また、合同受理会議の結果に応じて、主担当となった機関が中心になって対応し、定期的実施する両機関合同の進行管理会議の中で支援効果や関係機関の情報共有し、アセスメントや支援方針の見直しを図り、方針の再確認を行います。